鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
（当日が休日にあたるときは、その翌日）

目　次

◇訓　令　許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令（総務課）
◇企業訓令　鳥取県企業局職員勤務評定規程を廃止する訓令（総務課）

訓　令

鳥取県訓令第七号

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成六年九月三十日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令（昭和五十二年二月鳥取県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

処理課（所）	整理記号	分類	根拠法令	標準処理日数	内訳 受付課（所）	内訳 処理課（所）	受付課（所）	摘要
共通	A	公益法人の設立の許可	民法	二〇		二〇	総務課	
	B	社団法人の定款変更の認可	〃	一〇		一〇	〃	
	C	公益法人の残余財産処分の許可	〃	〃		〃	〃	
	D	公益法人の継続の認可	破産法	〃		〃	〃	
	E	公益信託の引受けの許可	信託法	二〇		二〇	〃	
	F	公益信託の条項の変更	〃	一〇		一〇	〃	
	G	公益信託の受託者の辞任の許可	〃	〃		〃	〃	
	H	公益信託の受託者の信託財産を固有財産となす許可	〃	〃		〃	〃	
	I	行政財産の使用許可	地方自治法	八		八	〃	
総務課	一	私立学校、私立専修学校又は私立各種学校の設置又は廃止（高等学校の学科、全日制の課程及び定時制の課程の開設及び廃止並びに専修学校の課程の設置及び廃止を含む。）の認可	学校教育法 私立学校法	八日に審議会の諮問答申に要する日数を加えた日数		八日に審議会の諮問答申に要する日数を加えた日数	総務課	鳥取県私立学校審議会の答申を要する。
	二	私立学校、私立専修学校	〃	〃		〃	〃	〃

	三	私立学校の広域通信課程に係る学則の変更の許可	〃	〃	〃	〃
	四	私立学校又は私立各種学校の収容定員に係る学則の変更の認可	〃	〃	〃	〃
	五	私立専修学校の目的の変更の認可	学校教育法	〃	〃	〃
	六	学校法人又は準学校法人の寄附行為の認可又は解散の認可若しくは認定	私立学校法	〃	〃	〃
	七	学校法人又は準学校法人の組織変更の認可	〃	〃	〃	〃
	八	学校法人又は準学校法人の寄附行為の補充	〃	〃	〃	〃
	九	学校法人又は準学校法人の合併の認可	〃	八	八	〃
	十	学校法人又は準学校法人の寄附行為の変更の認可	〃	〃	〃	〃
	十一	監査報告書を添付しないことの許可	私立学校振興助成法	〃	〃	〃
	十二	宗教法人の規則の設定又は変更の認証	宗教法人法	九〇	九〇	〃
	十三	宗教法人の合併又は解散の認証	〃	〃	〃	〃

管財課	一	軽易な行政財産の使用の許可	鳥取県公有財産事務取扱規則	七	七	総務課
	二	公有財産の使用の目的又は原形の変更の承認	〃	八	八	〃
	三	公有財産の用途又は原形の変更の承認	〃	〃	〃	〃
	四	公有財産の軽易な原形の変更の承認	〃	七	七	〃
	五	公有財産の売払代金等の延納の特約の承認	〃	一四	一四	〃
	六	庁舎等における物品販売等の許可	鳥取県庁内取締に関する規則	三	三	〃
職員厚生課	一	恩給の裁定又は恩給年額の改定	恩給法 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例	九〇	九〇	総務課
税務課	一	自動車税（証紙徴収の方法により徴収するものに限る。）の課税免除の承認	鳥取県税条例	七	七	税務課
	二	自動車取得税の課税免除の承認	〃	〃	〃	〃
	三	地方税の臨時の税務書類の作成等の許可	税理士法	〃	〃	総務課

市町村振興課	一	市町村等の名称の変更の許可	地方自治法	九	九	総務課	
	二	市町村の起債の許可又は起債の方法、利率及び償還方法の変更の許可	〃	八	八	〃	
	三	市町村の組合の設立又は解散の許可	〃	〃	〃	〃	
	四	市町村の組合の組織、事務又は規約の変更の許可	〃	七	七	〃	
	五	財産区財産等の処分若しくは廃止の認可又は財産区の住民に対する不均一の課税若しくは徴収の許可	〃	〃	〃	〃	
	六	市町村の地方開発事業団の設置の認可	〃	八	八	〃	
	七	市町村の地方開発事業団の組織又は規約の変更の認可	〃	七	七	〃	
	八	市町村の財政再建計画の変更の承認	地方財政再建促進特別措置法	八日に関係先との協議に要する日数を加えた日数	八日に関係先との協議に要する日数を加えた日数	〃	自治大臣との協議を要する。
	九	歳入欠陥を生じた市町村の寄附金等の支出の承認	〃	八	八	〃	
	十	行政書士会の会則の制定又は変更の認可	行政書士法	七	七	〃	

地域振興課	一	不動産鑑定業者の登録、更新の登録、登録換え又は変更の登録	不動産の鑑定評価に関する法律	七		七	
福祉保健課	一	町村の福祉に関する事務所の設置又は廃止の承認	社会福祉事業法	一四	八	六	福祉事務所
	二	社会福祉法人の設立又は合併の認可	〃	一四日に関係先との協議に要する日数を加えた日数		一四日に関係先との協議に要する日数を加えた日数	総務課
	三	社会福祉法人の定款の変更の認可	〃	七		七	〃
	四	社会福祉法人の解散の認可又は認定	〃	一四日に関係先との協議に要する日数を加えた日数		一四日に関係先との協議に要する日数を加えた日数	〃
	五	第一種社会福祉事業の経営の許可（福祉保健課の所掌事務に係るものに限る。） 1　町村の区域に係るもの 2　市の区域に係るもの	〃	一四 九	八	六 九	福祉事務所 総務課
	六	第一種社会福祉事業の経営の変更の許可（福祉保健課の所掌事務に係るものに限る。） 1　町村の区域に係るもの	〃	一三	八	五	福祉事務所

		の2 市の区域に係るもの	〃	九			福祉事務所	総務課	
		七 社会福祉施設の建物その他の設備の規模又は構造等の変更の許可 1 町村の区域に係るもの		一三	八	五	福祉事務所	総務課	
		の2 市の区域に係るもの		九		九			
		八 寄附金の募集の許可 1 町村の区域に係るもの	〃	一〇	五	五	福祉事務所	総務課	
		の2 市の区域に係るもの		六		六			
		九 社会福祉法人又は日本赤十字社の保護施設の設置、休止又は廃止の時期の認定	生活保護法	五		五	〃		
		十 社会福祉法人又は日本赤十字社の保護施設の名称等の変更の認可	〃	四		四	〃		
		十一 医療機関の指定	〃	七日に関係先との協議に要する日数を加えた日数		七日に関係先との協議に要する日数を加えた日数			関係先との協議を要する。
障害福祉課	一 身体障害者手帳の交付		身体障害者福祉法	三〇	七	二三	福祉事務所	総務課	
	二 市町村の身体障害者の更生援護の事務に従事する者の養成施設の附置の認可		〃	七		七			

		三 児童福祉施設の設置の認可及び廃止又は休止の承認（障害福祉課の所掌事務に係るものに限る。次号において同じ。）	児童福祉法	一一		一一			
		四 児童福祉施設の設備等の一部変更の承認	〃	〃		〃	〃	〃	
		五 特別児童扶養手当の受給資格及び額の認定又は改正後の額の認定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	一六		一六	〃	〃	
		六 第一種社会福祉事業の経営の許可（障害福祉課の所掌事務に係るものに限る。次号において同じ。）	社会福祉事業法	七		七	〃	〃	
		七 社会福祉施設の建物その他の設備の規模又は構造等の変更の許可	〃	六		六	〃	〃	
長寿社会課	一 社会福祉法人が設置する養護老人ホーム等の設置の認可		老人福祉法	六		六	〃	〃	
	二 養護老人ホーム等の廃止又は休止の時期の認可		〃	五		五	〃	〃	
	三 養護老人ホーム等の定員を減少しようとする時期の認可		老人福祉法施行規則	〃		〃	〃	〃	
	四 鳥取県立福原荘の利用の許可		鳥取県立社会福祉	〃		〃	〃	〃	

五	鳥取県立岩井長者寮又は鳥取県立福原荘における使用料の減免の決定	施設の設置及び管理に関する条例	〃	七		七
六	鳥取県立福原荘の使用料の徴収猶予の決定	鳥取県立福原荘管理規則	五	五		七
七	鳥取県立福原荘の身元引受人の変更の承認	〃	〃	〃	〃	〃
八	老人保健施設の開設の許可又は収容定員等の変更の認可	老人保健法	一四	一一	三	一一	保健所
九	老人保健施設を管理する医師の承認又は医師以外の者に管理をさせることの承認	〃	一一	八	〃	八	〃
十	老人保健施設についての法定外広告の許可	〃	二五	二〇	五	二〇	〃
十一	老人病院の非適用の承認	老人病院及び厚生大臣が定める病棟を定める件	七日に関係先との協議に要する日数を加えた日数	七日に関係先との協議に要する日数を加えた日数		〃	関係先との協議を要する。
十二	特別給付金を受ける権利の裁定	戦没者等の妻に対する特別	四	四		総務課	
十三	特別弔慰金を受ける権利の裁定	給付金支給法施行令					
		戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法					
		戦没者の父母等に対する特別給付金支給法					
		戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法	〃	〃	〃	〃	〃
十四	引揚者給付金又は遺族給付金を受ける権利の認定	引揚者給付金等支給法	〃	〃	〃	〃	〃
十五	特別交付金を受ける権利の認定	引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律	〃	〃	〃	〃	〃
十六	葬祭料の支給	未帰還者留守家族等援護法	三〇	三〇		〃	〃
十七	遺骨引取経費の支給	〃	〃	〃			

	十八	弔慰料の支給	未帰還者に関する特別措置法	〃		〃	
	十九	戦傷病者手帳の交付	戦傷病者特別援護法	一〇		一〇	〃
	二十	療養費の支給	〃	三〇		三〇	〃
	二十一	療養手当の支給	〃	一〇		一〇	〃
	二十二	葬祭費の支給	〃	〃		〃	〃
	二十三	葬祭に要した費用に相当する額の支給	〃	〃		〃	〃
	二十四	戦傷病者手帳の再交付	戦傷病者特別援護法施行令	〃		〃	〃
	二十五	第一種社会福祉事業の経営の許可（長寿社会課の所掌事務に係るものに限る。次号において同じ。）	社会福祉事業法	七		七	〃
	二十六	社会福祉施設の建物その他の設備の規模及び構造等の変更の許可	〃	六		六	〃
児童家庭課	一	児童福祉施設の設置の許可又は廃止若しくは休止の承認	児童福祉法	一一		一一	総務課
	二	児童福祉施設の設備等の一部変更の承認（鳥取県福祉地区に係るものを除く。）	児童福祉法施行規則	〃		〃	〃

	三	里親又は保護受託者の認定	〃	一一日に審議会の諮問答申に要する日数を加えた日数	七	四日に審議会の諮問答申に要する日数を加えた日数	児童相談所
	四	児童扶養手当の受給資格若しくは額の認定又は決定後の額の認定	児童扶養手当法	七		七	総務課
	五	母子福祉資金貸付金の母子福祉団体に対する貸付けの決定	鳥取県母子福祉資金貸付業務実施細目	〃		〃	〃
	六	第一種社会福祉事業の経営の許可（児童家庭課の所掌事務に係るものに限る次号において同じ。）	社会福祉事業法	〃		〃	〃
	七	社会福祉施設の建物その他の設備の規模又は構造等の変更の許可	〃	六		六	〃
医務薬事課	一	病院、診療所又は助産所（以下「病院等」という。）の施設の使用の許可	医療法	一〇	三	七	保健所
	二	病院等の開設の許可	〃	一一日に審議会の諮問答申に要する日数を加えた日数	〃	八日に審議会の諮問答申に要する日数を加えた日数	〃

三	病院等の開設者以外の者を管理者とすることの許可	〃	一一	〃	八	〃
四	病院等の管理者の管理義務の許可	〃	〃	〃	〃	〃
五	病院に医師を宿直させないことの許可	〃	一〇	〃	七	〃
六	総合病院の名称の使用の承認	〃	〃	〃	〃	〃
七	医療法人の設立、解散又は合併の認可	〃	一一日に審議会の諮問答申に要する日数を加えた日数	〃	八日に審議会の諮問答申に要する日数を加えた日数	〃
八	解散した医療法人の財産処分の認可	〃	一一	〃	八	〃
九	医療法人の定款又は寄附行為の変更の認可	〃	一〇	〃	七	〃
十	医療法人の理事を一人又は二人とすることの認可	〃	〃	〃	〃	〃
十一	医療法人の理事長を医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することの認可	〃	〃	〃	〃	〃
十二	病院又は診療所の管理者の一部を医療法人の理事に加えないことの認可	〃	〃	〃	〃	〃

十三	病院の人員又は施設の基準等の特例の許可	〃	〃	〃	〃	〃	
十四	病院の病床数等変更の許可	〃	一〇日に審議会の諮問答申に要する日数を加えた日数	〃	七日に審議会の諮問答申に要する日数を加えた日数	〃	鳥取県医療審議会の答申を要する。
十五	医業、歯科医業、病院若しくは診療所又は助産婦の業務若しくは助産所についての法定外広告の許可	〃	二五	五	二〇	〃	
十六	病院に専属の薬剤師を置かないことの許可	〃	一〇	三	七	〃	
十七	診療エックス線技師の免許又は再免許及び免許証の書換え交付又は再交付	診療放射線技師法	〃	〃	〃	〃	
十八	衛生検査所の登録	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律	〃	〃	〃	〃	
十九	衛生検査所の登録の変更	〃	〃	〃	〃	〃	
二十	衛生検査所の登録証明書の書換え交付又は再交付	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則	〃	〃	〃	〃	

二十一	歯科技工の業又は歯科技工所についての法定外広告の許可	歯科技工法	二五	五	二〇	〃
二十二	経過措置による保健婦又は看護婦の免許	保健婦助産婦看護婦法	一〇	三	七	〃
二十三	准看護婦の免許又は再免許	〃	〃	〃	〃	〃
二十四	准看護婦の免許証の書換え交付又は再交付	保健婦助産婦看護婦法施行令	〃	〃	〃	〃
二十五	経過措置による保健婦、助産婦又は看護婦の免許証の書換え交付又は再交付	〃	〃	四	六	〃
二十六	准看護婦養成所の指定	保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則	八		八	総務課
二十七	准看護婦養成所の学則等の変更の承認	〃	七		七	〃
二十八	薬局の開設の許可	薬事法	一〇	三	〃	保健所
二十九	配置販売従事者の身分証明書の交付	〃	〃	〃	〃	〃
三十	医療品製造業の許可又は製造品目の変更等の許可	〃	〃	〃	〃	〃
三十一	日本薬局方外医薬品の製造の承認又は承認事項の変更の承認	〃	〃	〃	〃	〃
三十二	一般販売業の許可	〃	〃	〃	〃	〃
三十三	薬種商販売業の許可	〃	〃	〃	〃	〃
三十四	配置販売業の許可 1 県内に住所を有する者に係るもの 2 県外に住所を有する者に係るもの	〃	〃 一三	〃 一三	〃 一三	〃 総務課
三十五	管理薬局外の兼務の許可	〃	一〇	三	七	保健所
三十六	特定の医薬品等に係る製造業の許可及び更新の許可並びに製造品目の変更等の許可	〃	〃	〃	〃	〃
三十七	薬局開設者に係る指定有効成分以外の有効成分を含有しない医薬品の製造の承認	〃	〃	〃	〃	〃
三十八	指定医薬品等の製造の承認又は承認事項の変更の承認	〃	〃	〃	〃	〃
三十九	医薬品製造管理者又は輸入販売管理者の承認	〃	〃	〃	〃	〃
四十	医薬品製造管理者、輸入販売管理者又は一般販売業管理者の兼務の許可	〃	〃	〃	〃	〃
四十一	輸入販売業の許可又は更	〃	〃	〃	〃	〃

四十二	新の許可	〃	〃	〃	〃	〃
四十三	医薬品の輸入の承認	〃	〃	〃	〃	〃
四十四	特定の医薬品等に係る輸入品目の変更等の許可	〃	〃	〃	〃	〃
四十五	特定一般販売業の許可	薬事法施行令	〃	〃	〃	〃
四十六	薬局の開設、一般販売業、薬種商販売業、配置販売業又は医療品製造業の許可証の書換え交付又は再交付	薬事法施行規則	〃	〃	〃	〃
四十七	医薬品等の製造業又は輸入販売業の許可証の書換え交付又は再交付	〃	〃	〃	〃	〃
四十八	配置販売業又は特例販売業の指定販売品目の変更等の許可	〃	〃	〃	〃	〃
四十九	毒物又は劇物の販売業の登録	毒物及び劇物取締法	〃	〃	〃	〃
五十	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録	〃	〃	〃	〃	〃
五十一	特定毒物研究者の許可	〃	〃	〃	〃	〃
五十二	特定毒物の使用者又は使用指導者の指定	毒物及び劇物取締法施行令	〃	〃	〃	〃
五十三	毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付又は再交付	毒物及び劇物取締法施行規則	〃	〃	〃	〃
五十四	特定毒物研究者の許可証の書換え交付又は再交付	〃	〃	〃	〃	〃
五十五	毒物劇物製剤製造業者等の登録票の書換え交付又は再交付	〃	〃	〃	〃	〃
五十六	麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許又は免許証の書換え若しくは交付又はび再交付	麻薬及び向精神薬取締法	〃	〃	〃	〃
五十七	麻薬廃棄の許可	〃	〃	〃	〃	〃
五十八	向精神薬試験研究施設の設置者の登録証の再交付	〃	〃	〃	〃	〃
五十九	大麻取扱者の免許又は免許証の再交付	大麻取締法	〃	〃	〃	〃
六十	覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定及び指定証の交付又は再交付	覚せい剤取締法	〃	〃	〃	〃
六十一	血液提供のあつせん業の許可	採血及び供血あつせん業取締法	〃	〃	〃	〃
六十二	指定老人訪問看護事業者の指定	老人保健法	七	〃	〃	総務課
	ナースセンターの指定	看護婦等の人材確	〃	〃	〃	〃

健康対策課	一	受胎調節実施指導員の指定	保の促進に関する法律	優生保護法	一〇	五	五
	二	受胎調節実施指導員の標識の交付又は再交付		優生保護法施行令	〃	〃	〃
	三	精神障害者に係る診察又は保護の決定		精神保健法	一五	一〇	〃
	四	調理師の免許		調理師法	一四	七	七
	五	調理師の免許証の書換え交付又は再交付		調理師法施行令	〃	〃	〃
	六	結核医療費公費負担の決定		結核予防法	八日に関係保健所の協議会の諮問答申に要する日数を加えた日数	三日に関係保健所の協議会の諮問答申に要する日数を加えた日数	五
	七	被爆者健康手帳の交付又は再交付		原子爆弾被爆者の医療等に関する法律	一五	五	一〇
				原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行令			〃

					〃	〃	保健所
					関係保健所の結核審査協議会の答申を要する。		

保険課	一	健康保険組合の規約変更の認可	国民健康保険組合の規約	健康保険法	七	七	七
	二	保険医又は保険薬剤師の登録		〃	〃	〃	〃
	三	保険医療機関又は保険薬局の指定		〃	七日に協議会の諮問答申に要する日数を加えた日数	七日に協議会の諮問答申に要する日数を加えた日数	〃
	四	指定訪問看護事業者の指定		〃	七	七	〃
	五	健康保険組合の保険料率の認可又は保険料率の変更の認可		健康保険法施行令	一一	一一	〃
	六	健康保険組合の収入支出予算の認可		〃	一〇	一〇	〃
	七	健康保険組合の名称等の変更の認可		〃	七	七	〃
	八	国民健康保険組合の規約		〃	〃	〃	総務課
					鳥取県地方社会保険医療協議会の答申を要する。		

	八	栄養士の免許		栄養士法	一四	七	七
	九	栄養士の免許証の訂正交付又は再交付		栄養士法施行令	〃	〃	〃
	十	育成医療の給付の決定		児童福祉法	二〇	七	一三
	十一	養育医療の給付の決定		母子保健法	〃	〃	〃

		の変更等の認可	保険法	〃	〃	〃	〃	
		九　国民健康保険団体連合会の規約の変更等の認可	〃	〃	〃	〃	〃	
		十　保険医登録票又は保険薬剤師登録票（次号において「登録票」という。）の再交付又は書換え交付	保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令	〃	〃	〃	〃	
国民年金課	一　老齢福祉年金、母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権の裁定	十一　管轄都道府県知事の変更による登録票の書換え交付	〃	〃	〃	〃	〃	
		十二　診療担当者の審査委員会への出頭等の承認	社会保険診療報酬支払基金法	〃	〃	保険課	〃	
		十三　診療報酬支払の一時差止めの承認	〃	〃	〃	〃	〃	
	二　障害福祉年金の受給権の裁定		〃	一二	一二	〃		障害の程度の認定

生活衛生課	一　消費生活協同組合の員外利用の許可	二　消費生活協同組合の定款の変更の認可	三　共済事業規約の設定、変更又は廃止の認可	四　消費生活協同組合の設立又は合併の認可	五　消費生活協同組合の解散の認可	六　解散組合の継続の認可	七　理容師の免許又は再免許	八　管理理容師講習会の指定	九　理容師養成施設の面接指導方法又は構造設備の変
三　母子福祉年金又は準母子福祉年金の額の改定	〃　消費生活協同組合法	〃	〃	〃	〃	〃	理容師法施行令	〃	理容師法施行令
	七　一二日に関係先との協議に要する日数を加えた日数	〃	〃	〃	一三日に関係先との協議に要する日数を加えた日数	〃	一〇	二〇	三〇
	四	〃	〃	〃	〃	〃	三		
	七　八日に関係先との協議に要する日数を加えた日数	〃	〃	〃	九日に関係先との協議に要する日数を加えた日数	〃	七	二〇	三〇
	〃　福祉事務所	〃	〃	〃	〃	〃	保健所	総務課	〃
	厚生大臣との協議を要する。	〃	〃	〃	〃	〃			

に相当の日数を要する。

	更の承認				
十	理容師免許証の書換え交付又は再交付	〃	一〇	三	七	保健所
十一	美容師の免許又は再免許	美容師法	〃	〃	〃	〃
十二	管理美容師講習会の指定	〃	二〇		二〇	総務課
十三	美容師養成施設の面接指導方法又は構造設備の変更の承認	美容師法施行令	三〇		三〇	〃
十四	美容師の免許証の書換え交付又は再交付	〃	一〇	三	七	保健所
十五	クリーニング師の免許	クリーニング業法	〃	〃	〃	〃
十六	クリーニング師の研修の指定	〃	二〇		二〇	総務課
十七	業務従事者に対する講習の指定	〃	〃		〃	〃
十八	クリーニング師免許証の訂正交付又は再交付	クリーニング業法施行規則	一〇	三	七	保健所
十九	と畜場の設置の許可	と畜場法	一三	七	六	〃
二十	と畜場使用料又はと殺解体料の設定又はその額の変更の認可	〃	一〇	三	七	〃
二十一	化製場等の設置又はその施設若しくは区域の変更の許可	化製場等に関する法律	〃	〃	〃	〃

二十二	魚介類等製造貯蔵施設の設置の許可	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二十三	食品又は添加物の製造、加工、使用、調理又は保存の方法に関する検査の合否の決定	食品衛生法	〃	〃	〃	〃	〃
二十四	食鳥処理の事業の許可又は食鳥処理場の構造若しくは設備の変更の許可	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	〃	〃	〃	〃	〃
二十五	認定小規模食鳥処理業者の確認規程の設定又は変更の認可	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二十六	環境衛生適正化規程の設定又は変更の認可	環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律	二〇日に審議会の諮問答申に要する日数を加えた日数	二〇日に審議会の諮問答申に要する日数を加えた日数	総務課	鳥取県環境衛生適正化審議会の答申を要する	
二十七	共済規程の設定又は変更の認可	〃	二〇	二〇	〃		
二十八	環境衛生同業組合の設立の認可	〃	〃	〃	〃		
二十九	環境衛生同業組合の定款の変更又は決議による解散の認可	〃	〃	〃	〃		
三十	組合協約の設定又は変更の認可	〃	〃	〃	〃		

三十一	特殊契約の設定又は変更の認可	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三十二	組合員による総会の招集の承認	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三十三	環境衛生営業指導センターの指定	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三十四	環境衛生営業指導センターの業務委託の承認	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三十五	環境衛生営業指導センターの手数料徴収の承認	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三十六	ふぐ処理師又はふぐ調理師の免許	ふぐの取扱等に関する条例	一〇	三	七	保健所	
三十七	業としてふぐ取扱い又はふぐ調理を行うことの認証書の交付又は再交付	〃	〃	〃	〃	〃	
三十八	ふぐ処理師又はふぐ調理師の免許証の書換え交付又は再交付	ふぐの取扱等に関する条例施行規則	〃	〃	〃	〃	
三十九	製菓衛生師の免許	製菓衛生師法	〃	〃	〃	〃	
四十	製菓衛生師の免許証の書換え交付又は再交付	製菓衛生師法施行令	〃	〃	〃	〃	
四十一	名簿の登録の削除	〃	〃	〃	〃	〃	
四十二	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	三〇		三〇	総務課	

一	産業廃棄物収集運搬業の許可又は事業の範囲の変更の許可（保管行為を含むものに限る。）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一四日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	七	七日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	保健所	関係都道府県知事等との協議を要する。
二	産業廃棄物処分業の許可又は事業の範囲の変更の許可	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三	特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可又は事業の範囲の変更の許可	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四	特別管理産業廃棄物処分業の許可又は事業の範囲の変更の許可	〃	〃	〃	〃	〃	〃
五	産業廃棄物処理施設の設置の許可又は構造等の変更の許可（処分業に係るものに限る。）	〃	〃	〃	〃	〃	〃
六	廃棄物再生事業者の登録	〃	〃	〃	〃	〃	〃
七	水道事業の経営の許可又は変更の認可	水道法	一三	五	八	〃	
八	水道事業の休止又は廃止の許可	〃	一二	四	〃	〃	

九	供給条件の変更の認可	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
十	水道用水供給事業の経営の認可又は変更の認可	〃	一三	五	〃	〃	〃	
十一	専用水道布設工事の確認	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
十二	公共団体による買収の認可	〃	一二	四		〃	〃	
自然保護課								
一	温泉掘削の許可	温泉法	一六日に審議会の諮問答申に要する日数を加えた日数	五	一一日に審議会の諮問答申に要する日数を加えた日数	保健所	鳥取県自然環境保全審議会の答申を要する。	
二	温泉ゆう出路の増掘又は温泉ゆう出量を増加させるための動力の装置の許可	〃	〃	〃	〃	〃		
三	国定公園に関する公園事業の一部執行の承認又は認可	自然公園法	一三		一三	総務課	関係部課との協議を要する	
四	国立公園又は国定公園の特別地域内における工作物の新築等の許可	〃	〃		〃	〃	〃	
五	国定公園の特別保護地区内における木竹の植栽等の許可	〃	〃		〃	〃	〃	
六	国立公園の海中公園地区内における広告物の設置等の許可	〃	〃		〃	〃	〃	

七	国定公園に関する公園事業の一部執行の変更認可	自然公園法施行令	〃		〃	〃	〃	
八	県立自然公園の特別地域内における工作物の新築等の許可	鳥取県立自然公園条例	〃		〃	〃	〃	
九	県自然環境保全地域に関する保全事業の一部の執行の承認	鳥取県自然環境保全条例	〃		〃	〃	〃	
十	県自然環境保全地域の特別地区内における建築物その他の工作物の新築等の許可	〃	〃		〃	〃	〃	
十一	県自然環境保全地域の野生動植物保護地区内における野生動植物の捕獲又は採取の許可	〃	〃		〃	〃	〃	
十二	緑地環境保全地域に関する保全事業の一部の執行の承認	〃	〃		〃	〃	〃	
消防防災課								
一	危険物取扱者免状の交付	消防法	七	七日に交付都道府県への照会に要する日数を	七日に交付都道府県への照会に要する日数を	〃	交付都道府県への照会を要する。	
二	消防設備士免状の交付	〃	〃		〃	〃		
三	危険物取扱者免状の書換え交付	危険物の規制に関する政令	〃		〃	〃		
四	危険物取扱者免状の再交付	〃			〃	〃		

五	消防設備士免状の書換え交付	消防法施行令	七	七	〃
六	消防設備士免状の再交付	〃	七日に交付都道府県への照会に要する日数を加えた日数	七日に交付都道府県への照会に要する日数を加えた日数	〃
七	市町村防災会議を設置しないことの承認	災害対策基本法	八	八	〃
八	電気工事業者の登録又はその更新の登録	電気工事業の業務の適正化に関する法律	一〇	一〇	〃
九	電気工事業者の登録証の訂正交付又は再交付	〃	〃	〃	〃
十	電気工事士免状の交付	電気工事士法	〃	〃	〃
十一	第一種電気工事士又は第二種電気工事士に係る知識及び技能の認定	〃	〃	〃	〃
十二	電気工事士免状の書換え交付又は再交付	電気工事士法施行令	〃	〃	〃
十三	高圧ガスの製造の許可	高圧ガス	一四	一四	〃

十四	高圧ガスの販売事業の許可	〃	〃	〃	〃
十五	高圧ガスの製造のための施設等の変更の許可	〃	一〇	一〇	〃
十六	高圧ガスの販売のための施設等の変更の許可	〃	〃	〃	〃
十七	高圧ガス貯蔵所の設置の許可	〃	一四	一四	〃
十八	高圧ガス貯蔵所の位置等の変更の許可	〃	一〇	一〇	〃
十九	販売のための施設等が基準に適合することの認定	〃	一四	一四	〃
二十	高圧ガス製造者の危害予防規程の設定又は変更の認可	〃	一〇	一〇	〃
二十一	高圧ガス製造保安責任者免状又は高圧ガス販売主任者免状の交付	〃	〃	〃	〃
二十二	特定施設の保安検査	〃	二〇	二〇	〃
二十三	容器検査	〃	七	七	〃
二十四	容器検査を受けない容器を輸出その他の用途に供することの許可	〃	〃	〃	〃
二十五	高圧ガスの特別充てんの許可	〃	一〇	一〇	〃

二十六	高圧ガス容器検査所の登録又は更新の登録	〃	〃	〃
二十七	高圧ガス容器検査所の登録の更新の登録	〃	七	七
二十八	容器に充てんする高圧ガスの種類等の変更の刻印等	〃	〃	〃
二十九	乙種化学責任者免状又は丙種化学責任者免状のガスの区分の指定	一般高圧ガス保安規則	一〇	一〇
三十	第一種販売主任者免状の高圧ガスの区分の指定	〃	〃	〃
三十一	液化石油ガスの販売事業の許可及びその変更の許可	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	一四	一四
三十二	液化石油ガスの販売施設等が基準に適合すること の確認	〃	一〇	一〇
三十三	貯蔵施設を占有しない液化石油ガスの販売事業の許可	〃	〃	〃
三十四	販売施設等の使用前検査	〃	〃	〃
三十五	液化石油ガスの製造事業の指定	〃	〃	〃

三十六	認定調査機関の認定	〃	一四	一四
三十七	認定調査機関の調査業務に係る消費設備の数の増加の認可	〃	一〇	一〇
三十八	認定調査機関の調査業務規程の設定又は変更の認可	〃	〃	〃
三十九	液化石油ガス設備士免状の交付	〃	〃	〃
四十	液化石油ガス設備士に係る知識及び技能の認定	〃	〃	〃
四十一	消費設備の調査員の認定	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則	〃	〃
四十二	液化石油ガス設備士免状の書換え交付又は再交付	〃	〃	〃
四十三	火薬類の販売営業の許可	火薬類取締法	一〇	一〇
四十四	火薬庫の設置等の許可	〃	〃	〃
四十五	火薬庫の構造等の変更の許可	〃	〃	〃

四十六	火薬類製造業者等が自己の用に供する火薬庫の所有等をしないことの許可	〃	〃	〃	〃	
四十七	完成検査	〃	〃	〃	〃	
四十八	火薬類の譲渡し又は譲受けの許可	〃	八日に関係機関の意見聴取に要する日数を加えた日数	八日に関係機関の意見聴取に要する日数を加えた日数	〃	鳥取県公安委員会の意見の聴取を要する。
四十九	火薬類の譲渡許可証又は譲受許可証の再交付	〃	七	七	〃	
五十	火薬類の消費の許可	〃	八日に関係機関の意見聴取に要する日数を加えた日数	八日に関係機関の意見聴取に要する日数を加えた日数	〃	鳥取県公安委員会の意見の聴取を要する。
五十一	火薬類の廃棄の許可	〃	八	八	〃	
五十二	保安教育計画の設定又は変更の認可	〃	〃	〃	〃	
五十三	保安責任者免状の交付又は書換え交付若しくは再交付	〃	一〇	一〇	〃	
五十四	保安検査	〃	〃	〃	〃	
五十五	火薬庫外で火薬を貯蔵する場所の指示	火薬類取締法施行規則	〃	〃	〃	

五十六	猟銃等の製造事業の許可	武器等製造法	八	八	八	〃	
五十七	猟銃等の販売事業の許可	〃	〃	〃	〃	〃	
五十八	製造又は販売する猟銃等の種類の変更の許可	〃	七	七	七	〃	
五十九	猟銃等を製造する工場等の移転の許可	〃	〃	〃	〃	〃	
中小企業課							
一	中小企業等協同組合（信用協同組合及び火災共済協同組合を除く。）の設立又は合併の認可	中小企業等協同組合法	八	八	八	総務課	大蔵大臣及び通商産業大臣との協議を要する。
二	信用協同組合又は火災共済協同組合の設立又は合併の認可	〃	六〇	六〇	六〇	〃	
三	中小企業等協同組合の総会招集の承認	〃	七	七	七	〃	
四	中小企業等協同組合（信用協同組合及び火災共済協同組合を除く。）の定款の変更の認可	〃	〃	〃	〃	〃	
五	信用協同組合又は火災共済協同組合の定款の変更の認可	〃	六〇	六〇	六〇	〃	大蔵大臣及び通商産業大臣との協議を要する。
六	中小企業団体中央会の総会招集の承認	〃	七	七	七	〃	

七	中小企業団体中央会の定款の変更の認可	〃	八	〃	〃
八	火災共済協同組合又は協同組合連合会の業務方法書等の変更の認可	〃	六〇	六〇	大蔵大臣及び通商産業大臣との協議を要する。
九	火災共済協同組合又は協同組合連合会の解散の認可	〃	〃	〃	〃
十	協業組合の事業転換の認可	中小企業団体の組織に関する法律	七	七	〃
十一	協業組合の設立又は合併の認可	〃	八	八	〃
十二	協業組合の定款変更の認可	〃	七	七	〃
十三	商工組合の特別地区の承認	〃	八日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	八日に関係機関との協議を要する日数を加えた日数	〃 通商産業大臣との協議を要する。
十四	商工組合の調整規程の設定又は変更の認可	〃	〃	〃	〃 公正取引委員会及び通商産業大臣との協議を要する。
十五	商工組合又は商工組合連合会の設立の又は合併の認可	〃	〃	〃	〃 通商産業大臣との協議を要する。
十六	商工組合又は商工組合連合会の定款の変更の認可又は総会招集の承認	〃	七日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	七日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	〃
十七	商工組合への加入に支障があることの認証	〃	六	六	〃
十八	協業組合への組織変更の認可	〃	七	七	〃
十九	事業協同組合への組織変更の認可	〃	七日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	七日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	〃 通商産業大臣との協議を要する。
二十	商工組合への組織変更の認可	〃	〃	〃	〃
二十一	協業組合の総会招集の承認	〃	〃	〃	〃
二十二	商工組合の組合協約又は特殊契約の設定又は変更の認可	〃	八日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	八日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	〃 公正取引委員会及び通商産業大臣との協議を要する。

二十三	商工組合連合会の総合調整規程の設定又は変更の認可	〃	〃	〃	〃	〃
二十四	商工組合連合会の組合協約又は特殊契約の設定又は変更の認可	〃	〃	〃	〃	〃
二十五	商店街振興組合連合会の設立又は合併の認可	商店街振興組合法	八	八	〃	〃
二十六	商店街振興組合連合会の総会招集の承認、定款の変更の認可又は財産処分の方法の認可	〃	七	七	〃	〃
二十七	商工会の設立の認可	商工会の組織等に関する法律	八	八	〃	〃
二十八	商工会の総会の招集の承認、定款変更の認可又は財産処分の方法（総会の議決を得た場合に限る。）の認可	〃	七	七	〃	〃
二十九	商工会の財産処分の方法（総会の議決を得ない場合に限る。）の認可	〃	一五	一五	〃	〃
三十	商工会の総代会の招集の承認	〃	七	七	〃	〃
三十一	商工会連合会の設立の認可	〃	八	八	〃	〃
三十二	商工会連合会の総会の招集の承認、定款変更の認可又は財産処分の方法（総会の議決を得た場合に限る。）の認可	〃	七	七	〃	〃
三十三	商工会連合会の財産処分の方法（総会の議決を得ない場合に限る。）の認可	〃	一五	一五	〃	〃
三十四	基盤施設計画の設定又は変更の認定	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律	五〇	五〇	〃	〃
三十五	連携計画の設定又は変更の認定	〃	〃	〃	〃	〃
三十六	特定商工業者に係る税額の許可	商工会議所法	七日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	七日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	〃	通商産業大臣との協議を要する。
三十七	特定商工業者に係る資本金額等の許可	〃	〃	〃	〃	〃
三十八	法定台帳作成期間の延長の許可	〃	〃	〃	〃	関係機関との協議を要する。
三十九	特定商工業者に対する負担金賦課の許可	〃	〃	〃	〃	〃
四十	商工会議所の定款変更の	〃	〃	〃	〃	〃

	四十一	認可	信用保証協会の業務方法書の変更の認可	信用保証協会法	六	六	〃
	四十二	高度化事業計画の認定	中小小売商業振興法	中小小売商業振興法	五〇	五〇	〃
	四十三	高度化事業計画の変更の認定	中小小売商業振興法施行令	中小小売商業振興法	六〇	六〇	〃
	四十四	中小企業者の経営改善のための計画の認定	過疎地域活性化特別措置法	過疎地域活性化特別措置法	七	七	〃
	四十五	貸金業の登録又は登録の更新	貸金業の規制等に関する法律	貸金業の規制等に関する法律	六〇	六〇	〃
	四十六	貸付対象施設等の設置の既定計画の変更等の承認	鳥取県中小企業近代化資金貸付要領	鳥取県中小企業近代化資金貸付要領	七	七	〃
観光物産課	一	旅行業の登録又はその更新の登録若しくは変更の登録	旅行業法	旅行業法	六〇	六〇	総務課
	二	旅行業約款の設定又は変更の認可	〃	〃	〃	〃	〃
	三	通訳案内業の免許又は免許証の書換え交付若しくは再交付	通訳案内業法	通訳案内業法	〃	〃	〃

労政・能力開発課	一	事業主等が行う職業訓練の認定	職業能力開発促進法	職業能力開発促進法	七	七	総務課
	二	職業訓練指導員の免許	〃	〃	五	五	〃
	三	職業訓練法人の設立の認可	〃	〃	一〇	一〇	〃
	四	職業訓練指導員の免許証の書換え交付又は再交付	職業能力開発促進法施行規則	職業能力開発促進法施行規則	七	七	〃
職業安定課	一	労働者の委託募集の許可	職業安定法	職業安定法	三〇	一五	公共職業安定所
	二	委託募集者に対する報償金の支給の許可	〃	〃	〃	〃	〃
	三	有料職業紹介事業の廃止証明	職業安定法施行令	〃	〃	〃	〃
	四	高年齢者雇用安定センターの指定	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律	〃	三〇	三〇	総務課
	五	シルバー人材センターの指定	〃	〃	〃	〃	〃
雇用保険課	一	雇用保険法適用除外の認定	雇用保険法	雇用保険法	八	八	雇用保険課
	二	労働保険事務処理業務の認可	労働保険の保険料の徴収等	一二	七	五	公共職業安定所

		三	雇用保険暫定任意適用事業に係る雇用保険の加入の認可	〃	〃	〃	〃	〃
		四	雇用保険暫定任意適用事業に係る雇用保険に係る保険関係の消滅の認可	〃	〃	〃	〃	〃
農政課	一	市町村農業振興地域整備計画の策定又は変更の認可	農業振興地域の整備に関する法律	一二	五	七	地方農林振興局	〃
	二	農用地区域内における開発行為の許可	〃	一七日に関係機関の意見の聴取に要する日数を加えた日数	七	一〇日に関係機関の意見の聴取に要する日数を加えた日数	〃	鳥取県農業会議の意見の聴取を要する。
	三	農地又は採草放牧地の転用に伴う権利の設定又は移動の許可	農地法	三〇		三〇	総務課	鳥取県農業会議の諮問答申に要する期間を含む。
	四	農地転用の許可	〃	〃		〃	〃	〃
	五	農地又は採草放牧地の権利の設定又は移転の許可	〃	二一		二一	〃	
	六	小作地又は小作採草放牧地の所有の承認	〃	一五		一五	〃	現地調査に相当の日数を要する。

		七	売渡予約書の交付	〃	四二		四二	〃
		八	売渡通知書の交付	〃	三〇		三〇	〃
		九	土地の一時使用の認定	〃	七		七	〃
		十	小作料の最高額の認可	〃	八		八	〃
		十一	売り渡した土地等についての処分制限期間内の権利の設定又は移転の許可	〃	一五		一五	〃
		十二	買収した土地等の貸付けの決定	農地法施行令	〃		〃	〃
		十三	農業委員会等の農地交換分合計画の認可	土地改良法	三〇		三〇	〃
		十四	農業委員会の処分が取り消すべき処分であることの確認	農業委員会等に関する法律	二一		二一	〃
		十五	農地保有合理化事業規程の設定、変更又は廃止の承認	農業経営基盤強化促進法	二八		二八	〃

一	農業協同組合の設立の認可	農業協同組合法	六〇	六〇	総務課	経営指導課
二	農業協同組合の定款の変更の認可	〃	〃	〃	〃	
三	農業協同組合の解散議決又は合併の認可	〃	〃	〃	〃	
四	農業協同組合の信用事業規程の設定、変更又は廃止の承認	〃	三〇	三〇	〃	
五	農業協同組合の共済規程の設定、変更又は廃止の承認	〃	〃	〃	〃	
六	農業協同組合の信託規程の設定、変更又は廃止の承認	〃	〃	〃	〃	
七	信託受託者の辞任の許可	〃	〃	〃	〃	
八	農業協同組合の宅地等供給事業実施規程の設定、変更又は廃止の承認	〃	七	七	〃	
九	農業協同組合の農業経営規程の設定、変更又は廃止の承認	〃	〃	〃	〃	
十	会員が一人となった農業協同組合連合会の権利義務の承継の認可	〃	六〇	六〇	〃	
十一	国債等の募集の取扱い事業の認可	〃	三〇	三〇	〃	
十二	国債等の売買の事業の認可及びその変更の認可	〃	〃	〃	〃	
十三	信託業務に係る事業の認可及びその変更の認可	〃	〃	〃	〃	
十四	指定農業協同組合の指定	〃	〃	〃	〃	
十五	農業協同組合の合併経営計画の認定	農業協同組合合併助成法	八日に関係機関の意見の聴取に要する日数を加えた日数	八日に関係機関の意見の聴取に要する日数を加えた日数	〃	鳥取県農業協同組合中央会及び学識経験者の意見の聴取を要する。
十六	農業共済組合の設立の認可	農業災害補償法	一五	一五	〃	
十七	農業共済組合の定款変更、解散議決又は合併の認可	〃	〃	〃	〃	
十八	市町村の共済事業の実施又は廃止の認可	〃	八	八	〃	
十九	市町村の共済事業の実施区域の拡張又は実施に関する条例の変更の認可	〃	〃	〃	〃	
二十	共済責任満了の認定	〃	七	七	〃	
二十一	共済掛金等の滞納処分の認可	〃	八	八	〃	
二十二	共済関係を成立させないことを相当とする事由の	〃	二七	二七	〃	現地調査に相当の

	存する旨の認定	二十三	共済関係が存しない場合の認定	〃	八	八	〃	日数を要する。
		二十四	農作物等危険段階基準共済掛金率の認可	〃	七	七	〃	
		二十五	農業共済組合の事務費賦課の承認	農業災害補償法施行令	〃	〃	〃	
		二十六	農業共済組合又は市町村の特別積立金の取崩しの承認	農業災害補償法施行規則	〃	〃	〃	
		二十七	肥料の登録	肥料取締法	一五	一五	〃	肥料の分析に相当の日数を要する。
		二十八	肥料の登録の有効期間の更新	〃	七	七	〃	
		二十九	肥料の登録証の書換え交付又は再交付	〃	〃	〃	〃	
農産園芸課	一	農業倉庫業の認可又は業務規程の変更の認可	農業倉庫業法	七		七	総務課	
	二	器械玉糸製造業の許可	蚕糸業法施行令	一五	七	八	地方農林振興局	
	三	生繭売買業届出受理証の交付	鳥取県蚕糸業法施行細則	一二	五	七	〃	

	四	生繭取扱場所の承認	鳥取県生繭取扱規則	九	三	六	〃	
	五	地方卸売市場の開設又は廃止の許可	卸売市場法	一五		一五	総務課	
	六	地方卸売市場における卸売の業務の許可	〃	〃		〃	〃	
	七	地方卸売市場の開設又は地方卸売市場における卸売の業務に係る営業の譲渡し又は譲受けの認可	鳥取県地方卸売市場条例	〃		〃	〃	
	八	地方卸売市場の開設又は卸売業者の合併の認可	〃	〃		〃	〃	
	九	地方卸売市場の開設又は地方卸売市場における卸売の業務の相続の認可	〃	〃		〃	〃	
畜産課	一	家畜商の免許	家畜商法	一二日に市町村への照会に要する日数を加えた日数	五	七日に市町村への照会に要する日数を加えた日数	地方農林振興局	市町村への照会を要する。
	二	家畜商の免許証の書換え交付又は再交付	〃	一二	〃	七	〃	
	三	ふ化業者の登録又はふ化場の確認	養鶏振興法	一八	八	一〇	家畜保健衛生所	
	四	新たなふ化場の開設の確認	〃	〃	〃	〃	〃	

五	ふ化業者登録証の書換え交付又は再交付	養鶏振興法施行規則	一二	七	五	〃
六	みつばちの転飼の許可	養ほう振興法	一九	八	一一	〃
七	一般販売業、薬種商販売業、配置販売業又は特例販売業（動物用の医薬品、医薬部外品又は医療器具に係るものに限る。）の許可又は卸売一般販売業の許可を受けている者に対する医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可	薬事法	一四	七	七	〃
八	一般販売業、薬種商販売、配置販売業又は特例販売業（動物用の医薬品、医薬部外品又は医療器具に係るものに限る。）の許可証の書換え交付又は再交付	薬事法施行令	〃	〃	〃	〃
九	家畜人工授精師の免許	家畜改良増殖法	〃	〃	〃	〃
十	家畜人工授精所の開設の許可	〃	〃	〃	〃	〃
十一	臨時種畜検査	〃	一二	五	七	〃
十二	家畜人工授精師免許証の書換え交付又は再交付	家畜改良増殖法施行規則	一四	七	七	〃

十三	種畜証明書の書換え交付又は再交付	〃	一二	五	〃	〃
十四	家畜市場の登録	家畜取引法	七	〃	〃	総務課
十五	家畜市場の登録証の書換え交付又は再交付	〃	〃	〃	〃	〃
十六	地域家畜市場に係る市場再編整備地域の指定	〃	一〇日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	一〇日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	〃	農林水産大臣との協議を要する。
十七	地域家畜市場に係る市場再編整備計画の変更の承	〃	〃	〃	〃	〃
十八	地域家畜市場に係る市場再編整備地域の区域内への位置の移転の許可	〃	七	七	〃	
十九	市場外取引の特例の許可	〃	〃	〃	〃	
二十	市町村計画の設定又は変更の認定	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	一二	〃	地方農林振興局	
二十一	酪農事業施設の設置又は変更の承認	〃	一二日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	〃	七日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	〃	農林水産省畜産局長との協議を要する。

二十二	生乳生産者団体の指定	加工原料乳生産者補給金等暫定措置法	一〇	三	七	〃	
二十三	牧野管理規程の設定又は変更の認可	牧野法	一二	五	〃	〃	
二十四	牧野の改良又は保全の指示の変更	〃	〃	〃	〃	〃	
二十五	病性鑑定等の用に供する場合の患畜等の焼却等の義務の免除の許可	家畜伝染病予防法	七	三	四	家畜保健衛生所	
二十六	家畜の死体等の埋却地の発掘の許可	〃	一二	五	七	〃	
二十七	動物用生態学的製剤の使用の許可	〃	一二日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	〃	七日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	〃	農林水産省畜産局長との協議を要する。
二十八	特別の事由での患畜の移動の許可	〃	七		七	総務課	
二十九	検査等を行った旨の証明	〃	〃		〃	〃	
三十	販売指定品目の変更又は追加の指定	動物用医薬品等取締規則	一四	七	〃	家畜保健衛生所	
三十一	動物用医薬品販売業許可証の書換え交付又再交付	〃	〃		〃	〃	

耕地課	一	土地改良財産の目的外使用等の承認	土地改良法施行令	一二日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	五	七日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	地方農林振興局	
	二	海岸保全区域の占用の許可	海岸法	一二	〃	七	〃	
	三	海岸保全区域における行為の許可	〃	〃	〃	〃	〃	
農村整備課	一	土地改良区の設立の認可	土地改良法	九三	一四	七九	地方農林振興局	専門技術者の現地調査、鳥取県選挙管理委員会の意見の聴取並びに公告及び異議の申出の期間を含む。
	二	土地改良区の定款の変更の認可	〃	二九	七	二二	〃	鳥取県選挙管理委員会の意見の聴取の期間を含む。
	三	土地改良区の解散の認可	〃	二一	五	一七	〃	現地調査に相当の日数を要する。

四	土地改良区の合併の認可	〃	二一	〃	〃	一六	〃	〃
五	土地改良区の行う土地改良事業計画の変更の認可	〃	七四	一四	六〇	〃	専門技術者の現地調査並びに公告及び異議の申出の期間を含む。
六	土地改良区の行う土地改良事業の廃止の認可	〃	〃	〃	〃	〃	〃
七	土地改良区の行う新たな土地改良事業の認可	〃	〃	〃	〃	〃	〃
八	農業協同組合等の行う土地改良事業の施行の認可	〃	〃	〃	〃	〃	〃
九	農業協同組合等の行う土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止の認可	〃	〃	〃	〃	〃	〃
十	数人が共同して行う土地改良事業の施行の認可	〃	〃	〃	〃	〃	〃
十一	数人が共同して行う土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止の認可	〃	〃	〃	〃	〃	〃
十二	市町村の行う土地改良事業の認可	〃	〃	〃	〃	〃	〃
十三	市町村の行う土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止の認可	〃	〃	〃	〃	〃	〃
十四	換地計画の認可又はその変更の認可	〃	六五	五	〃	〃	〃
十五	土地改良区の管理規程の設定、変更又は廃止の認可	〃	一一	〃	六	〃	〃
十六	申請により県が行う土地改良事業の適否の決定	〃	一四日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	七	七日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	〃	土地改良施設の予定管理者が定められている場合は、その者との協議を要する。

林務課	一	森林施業計画の設定又は変更の認定	森林法	三〇	五	二五	地方農林振興局	鳥取県収用委員会との協議を要する
	二	使用権の設定に関する認可	〃	一〇日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	四	六日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	〃	鳥取県収用委員会との協議を要する
	三	水流における工作物等の使用に関する認可	〃	一〇	〃	六	〃	
	四	水の使用に関する権利の上への使用権設定に関する認可	〃	一〇日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	〃	六日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	〃	鳥取県収用委員会との協議を要する
	五	入会林野整備計画の認可	入会林野	九〇	一〇	八〇	〃	公告及び

六	旧慣使用林野整備計画の認可	〃	四〇	〃	三〇	〃	等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律
七	入会林野整備計画の変更の認可	〃	九〇	一〇	八〇	〃	異議申立に要する期間を含む。
八	森林組合の設立、解散又は合併の認可	森林組合法	六〇	四	五六	〃	法定日数組合設立に関する報告書を要求した場合は提出するまでの期間を除く。
九	生産森林組合の設立、解散又は合併の認可	〃	〃	〃	〃	〃	〃
十	森林組合の信託財産を固有財産とするための許可	〃	六〇	四	五六	〃	
十一	森林組合の信託財産の受託者の就任の許可	〃	〃		六〇	総務課	
十二	森林組合連合会の監査規程の承認	〃	〃		〃	〃	
十三	森林組合連合会の共済規程の設定、変更又は廃止の承認	〃	〃		〃	〃	
十四	森林組合連合会の林地処分事業実施規程の設定、変更又は廃止の承認	〃	〃			〃	
十五	森林組合連合会の林道開設の分担金の認可	〃	二〇日に受益者の意見聴取に要する日数を加えた日数		二〇日に受益者の意見聴取に要する日数を加えた日数	〃	受益者の意見聴取を要する。
十六	森林組合の合併及び事業経営計画の適否の認定	森林組合合併助成	六〇	四	五六	地方農林振興局	
十七	林業経営改善計画の設定及び変更の認定	林業等振興資金融通暫定措置法	三〇		三〇	総務課	
十八	測量成果の複製の承認	測量法	一〇		一〇	〃	
十九	測量成果の使用の承認	〃	〃		〃	〃	
森林保全課							
一	開発行為の許可	森林法	三五日に審議会の諮問答申及び関係市町村長の意見聴取に要する日数を加えた日数	二〇	一五日に審議会の諮問答申及び関係市町村長の意見聴取に要する日数を加えた日数	地方農林振興局	鳥取県森林審議会の答申及び関係市町村長の意見聴取を要する。
二	保安林の指定又は解除 1　大臣権限に係るもの	〃	一〇〇日に関係市町村長の	七三	二七日に関係市町村長の意	〃	関係市町村長の意見の聴取

								意見聴取及び審議会の諮問答申に要する日数を加えた日数（予定告示まで）	一八	二七日に関係市町村長の意見聴取及び審議会の諮問答申に要する日数を加えた日数（予定告示に要する日数八日を含む。）	〃	及び鳥取県森林審議会の答申を要する。
							2 知事権限に係るもの	四五日に関係市町村長の意見及び審議会の諮問答申に要する日数を加えた日数（予定告示まで）				
三	森林病害虫等の駆除又は予防のための他人の土地への立入りの許可	〃	三〇	一〇	二〇	〃	〃	
四	生産事業者の登録	林業種苗法	〃	〃	〃	〃	〃	
五	指定採取源からの採取に係る種苗の証明	〃	〃	二〇	一〇	〃	〃	
六	県外狩猟者の狩猟の登録	鳥獣保護	五		五	総務課		

						七	地すべり防止工事に関する設計又は実施計画の承認	地すべり等防止法	四二	一四	二八	地方農林振興局	
						八	地すべり防止区域内における地下水排除阻害行為等の許可	〃	〃	〃	〃	〃	
			水産課	一	漁業権行使規則又は入漁権行使規則の設定、変更又は廃止の認可		漁業法	三〇		一〇	総務課	
				二	漁業の免許		〃	六〇		六〇	〃	
				三	特定区画漁業権の共有の請求の認可		〃	〃		〃	〃	
				四	漁業権の分割又は変更の免許		〃	〃		〃	〃	
				五	定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権の設定の認可		〃	〃		〃	〃	
				六	定置漁業権又は区画漁業権の移転の認可		〃	〃		〃	〃	
				七	休業期間中又は漁業権行使停止中の漁業の認可		〃	〃		〃	〃	
				八	他人の土地の使用等又は他人の土地への立入りの許可		〃	〃		〃	〃	

九	土地の形質の変更等の許可	〃	〃	〃	〃	〃
十	遊漁規則の設定又は変更の認可	〃	〃	〃	〃	〃
十一	漁業の許可	漁業法	一三	三	一〇	境港水産事務所
		鳥取県海面漁業調整規則				
十二	漁業の許可の内容の変更の許可	鳥取県海面漁業調整規則	一〇		〃	総務課
十三	漁場内の岩礁破砕等の許可	〃	〃		〃	〃
十四	水産動植物の特別採捕の許可	〃	〃		〃	〃
十五	起業の認可	〃	〃		〃	〃
十六	起業の認可の変更の許可	〃	〃		〃	〃
十七	起業の認可に基づく漁業の許可	〃	七		七	〃
十八	水産動植物の採捕の許可	鳥取県内水面漁業調整規則	一〇		一〇	〃
十九	水産動植物の採補の許可の内容の変更の許可	〃	〃		〃	〃
二十	水産動植物の特別採補の許可	〃	〃		〃	〃
二十一	漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会の信託業務の種類若しくは方法の認可又は変更の認可	水産業協同組合法	三〇		三〇	〃
二十二	漁業協同組合の資源管理規程、共済規程、内国為替取引規程又は信託業務規程の設定、変更又は廃止の認可	〃	〃		〃	〃
二十三	漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会の地方公共団体等に対する貸付の総額の最高限度額の認可	〃	〃		〃	〃
二十四	漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会に係る信用供与限度額を超える特例の承認	〃	〃		〃	〃
二十五	漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会の定款の変更の認可	〃	六〇		六〇	〃
二十六	漁業協同組合又は漁業生産組合の設立、合併又は解散の認可	〃	〃		〃	〃

二十七	漁業協同組合連合会の監査規程の設定、変更又は廃止の認可	〃	三〇	三〇	〃
二十八	漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会に係る連結ベースの大口信用供与の特例の承認	〃	〃	〃	〃
二十九	漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会に係る証券子会社等の株式所有の限度額超過の認可	〃	〃	〃	〃
三十	漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会に係る証券子会社等との取引等の規制の特例の承認	〃	〃	〃	〃
三十一	漁業協同組合連合会の解散の認可	〃	六〇	六〇	〃
三十二	漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会に係る権利義務の承継の認可	〃	三〇	三〇	〃
三十三	漁業協同組合連合会の資源管理規程、内国為替取引規程又は信託業務規程の設定又は変更の認可	〃	〃	〃	〃
三十四	漁業協同組合連合会の合併の認可	〃	〃	〃	〃
三十五	水産加工業協同組合の共済規程、内国為替取引規程又は信託業務規程の設定、変更又は廃止の認可	〃	〃	〃	〃
三十六	水産加工業協同組合の設立の認可	〃	六〇	六〇	〃
三十七	水産加工業協同組合の解散の認可	〃	三〇	三〇	〃
三十八	水産加工業協同組合連合会の内国為替取引規程、信託業務規程又は監査規程の設定、変更又は廃止の認可	〃	〃	〃	〃
三十九	水産加工業協同組合連合会の設立又は解散の認可	〃	六〇	六〇	〃
四十	共済水産業協同組合連合会の共済規程の設定、変更又は廃止の認可	〃	三〇	三〇	〃
四十一	共済水産業協同組合連合会の設立又は合併の認可	〃	六〇	六〇	〃
四十二	共済水産業協同組合連合会の解散の認可	〃	三〇	三〇	〃
四十三	漁船の建造、改造若しくは転用の許可又はその期間の延長の許可	漁船法	一〇	一〇	〃
四十四	漁船の登録又はその変更の登録	〃	〃	〃	〃
四十五	しゅん工又は改造工事後の許可要件等との一致の	〃	〃	〃	〃

四十六	認定	〃	〃	〃	〃
四十七	登録票の検認	水産資源保護法	三〇	三〇	〃
四十八	保護水面の区域における事業の許可	輸出水産業の振興に関する法律	〃	〃	〃
四十九	輸出水産物の製造の用に供する事業場の登録	漁業協同組合合併助成法	〃	〃	〃
五十	漁業協同組合の合併又は事業経営計画の承認	沿岸漁場整備開発法	六〇	六〇	〃
五十一	特定水産動物育成事業の認可	〃	〃	〃	〃
五十二	育成水面の区域又は利用規制の変更の認可	〃	三〇	三〇	〃
五十三	放流効果実証事業の実施法人の指定	〃	五〇	五〇	〃
五十四	放流効果実証事業の実施法人の事業実施計画の設定又は変更の認可	漁業再建整備特別措置法	三〇	三〇	〃
五十五	再建計画の認可	遊漁船業の適正化に関する法律	〃	〃	〃
五十六	遊漁船業団体の指定	漁船損害等補償法施行令	〃	〃	〃
五十七	指定漁船調書の訂正の承認	小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令	一〇	一〇	〃
五十八	船籍票の交付	〃	〃	〃	〃
五十九	船籍票の交付に係る予備検査	〃	〃	〃	〃
六十	船舶の種類等の変更による船籍票の書換え交付	〃	〃	〃	〃
六十一	船舶の種類等の変更による船籍票の書換え交付に係る予備検査	〃	〃	七	〃
六十二	所有者の変更による船籍票の書換え交付	〃	一〇	一〇	〃
六十三	船籍港の変更による船籍票の書換え交付	〃	七	七	〃
六十四	船籍票の再交付	〃	一〇	一〇	〃
六十五	船籍票の検認	〃	七	七	〃
六十六	船籍票の検認期日の変更	〃	〃	〃	〃
六十七	臨時航行の許可	〃	一〇	一〇	〃
	小型漁船の総トン数の測度及び改測	〃	〃	〃	〃

		六十八	認定資源管理協定の変更の認可	海洋水産資源開発促進法施行令	五〇	五〇
		六十九	再建計画の変更の認可	漁業再建整備特別措置法施行令	三〇	三〇
漁港課	一	漁港施設の処分の許可	漁港法	八	八	〃
	二	漁港施設の利用方法等の認可又はその変更の認可	〃	〃	〃	〃
	三	漁港区域内の水域又は公共空地における工作物の建設若しくは改良、土地の掘削若しくは盛土又は汚水の放流若しくは汚物の放棄の許可	〃	〃	〃	〃
	四	漁港区域内の水域又は公共空地における土砂の採取の許可	〃	〃	〃	〃
	五	漁港区域内の水域又は公共空地の占用の許可	〃	〃	〃	〃
	六	漁港修築事業に係る他人の土地等への立入等の許可	〃	〃	〃	〃
	七	漁港区域の陸域における工作物の新築若しくは改築、土砂の採取又は土地の掘さくの承認	鳥取県漁港管理条例	一〇	一〇	〃

		八	漁港施設の占用又は施設に定着する工作物の新築、改築、増築若しくは除去の許可	海岸法	〃	〃
		九	海岸保全区域内における海岸保全施設以外の施設又は工作物の占用の許可	〃	〃	〃
		十	海岸保全区域内における土石の採取の許可	〃	〃	〃
		十一	海岸保全区域内の水面又又他の土地における海岸保全施設以外の施設の新設等の許可	〃	〃	〃
		十二	海岸保全区域内における土地の掘さく等の許可	〃	〃	〃
		十三	海岸管理者以外の者の施行する海岸保全施設に関する工事の承認	〃	〃	〃
管理課	一	土地の立入り又は土地の掘さく等の許可	土地収用法	五	五	〃
	二	事業の認定	〃	九〇	九〇	〃
	三	土地の形質の変更の許可	〃	五	五	〃
	四	損失補償の請求に係る土地の形質等の承認	〃	〃	〃	〃
	五	損失補償の請求に係る土地の形質等の承認	公共用地の取得に関する特別措置法	〃	〃	〃

六	他人の土地等を使用する権利の設定の認可	電気通信事業法	八日に関係機関の意見聴取に要する日数を加えた日数		八日に関係機関の意見聴取に要する日数を加えた日数	〃	関係機関の意見聴取を要する。			
七	他人の土地等を使用する権利の期間延長の認可	〃	〃		〃	〃	〃			
八	他人の土地等の一時使用の許可	〃	九		九	〃				
九	他人の土地への立入りの許可	〃	〃		〃	〃				
十	植物の伐採又は移植の許可	〃	八		八	〃				
十一	建設業の許可又は更新の許可	建設業法	一八	八	一〇	土木事務所				
十二	建設機械の打刻又は打刻された記号の検認	建設機械抵当法施行令	五		五	総務課				
十三	浄化槽工事業の登録又は更新の登録	浄化槽法	一四	四	一〇	土木事務所				
道路課 一	道路に関する工事の設計及び実施計画の承認	道路法	一三日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	六日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	七日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	土木事務所	関係警察署長等との協議を要する。			
二	区域決定後供用開始前における土地の形質の変更	〃	一四	七	七	〃				

都市計画課 一	市町村が定める都市計画の承認又は変更の承認	都市計画法	八日に審議会の諮問答申に要する日数を加えた日数		八日に審議会の諮問答申に要する日数を加えた日数	総務課	鳥取県都市計画地方審議会の答申を要する。			
二	都市計画の決定又は変更のための試掘等の許可	〃	六		六	〃				
三	開発行為の許可及び変更の許可	〃				土木事務所	取付道路等の管理者との協議を要する。			
1	市街化区域に係るもの		一八日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	七	一一日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数					
2	市街化調整区域に係るもの		一八日に関係機関との協議及び審査会の諮問答申に要する日数を加えた日数	〃	一一日に関係機関との協議及び審査会の諮問答申に要する日数を加えた日数		農地転用の許可等との調整を要する。			
3	市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域に係るもの		一八日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	〃	一一日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数		農地転用の許可等との調整及び鳥取県開発審査会の答申を要する。			

四	開発行為に関する工事の完了公告前における建築等の承認	〃	六			八日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数
五	開発行為に付された制限に係る建築物の建築の特例許可	〃	一三	六	七	八日に関係機関との協議及び審査会の諮問答申に要する日数を加えた日数
六	開発許可に係る予定建築物等以外の建築等の特例許可	〃	〃	〃	〃	〃
七	開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可	〃	八日に関係機関との協議及び審査会の諮問答申に要する日数を加えた日数		八日に関係機関との協議及び審査会の諮問答申に要する日数を加えた日数	総務課
八	都市計画事業の認可又は変更の認可	〃	八日に関係機関の意見聴取に要する日数を加えた日数		八日に関係機関の意見聴取に要する日数を加えた日数	〃
九	市街化調整区域内における建築物の新築等の許可	〃	一四日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	六	八日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	土木事務所
十	開発行為の許可に基づく地位の承継の承認	〃	一一	五	六	〃

十一	都市計画事業の認可に基づく地位の承継の承認	〃	八日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	八日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	総務課	関係機関との協議を要する。
十二	個人が施行する土地区画整理事業の施行、廃止若しくは終了の認可又は規約若しくは事業計画の変更の認可	土地区画整理法	〃	〃	〃	〃
十三	個人が施行する土地区画整理事業の施行者の変動の認可	〃	〃	〃	〃	〃
十四	土地区画整理組合の設立の認可又は事業計画の変更の認可	〃	八日に事業計画の縦覧及び関係機関の意見聴取に要する日数を加えた日数	八日に事業計画の縦覧及び関係機関の意見聴取に要する日数を加えた日数	〃	〃
十五	土地区画整理組合の定款の変更の認可又は総会の議決等による組合の解散の認可	〃	七	七	〃	用排水施設の管理者等の意見聴取を要する。
十六	市町村が施行する土地区画整理事業の事業計画において定める設計の概要の認可又は変更の認可	〃	八日に関係機関の意見聴取に要する日数を加えた日数	八日に関係機関の意見聴取に要する日数を加えた日数	〃	用排水施設の管理者等の意見聴取を要する。

	十七	換地計画の認可又は変更の認可	〃	都市公園法	八	〃	
	十八	公園管理者以外の者の公園施設の設置又は管理の許可若しくは変更の許可			一四	六	八日に関係先との協議に要する日数を加えた日数
下水道課	一	都市計画事業の認可又は変更の認可	都市計画法	七日に関係先の意見聴取に要する日数を加えた日数			七日に関係先の意見聴取に要する日数を加えた日数
	二	下水道事業計画の認可又は変更の認可	下水道法	〃			〃
	三	排水設備を設置しないことの許可	〃	〃			〃
	四	公共下水道管理者以外の者による公共下水道の施設に関する工事等の承認	〃	一四日に関係先との協議に要する日数を加えた日数			一四日に関係先との協議に要する日数を加えた日数
	五	流域下水道管理者以外の者による流域下水道の施設に関する工事等の承認	〃	〃		六	八日に関係先との協議に要する日数を加えた日数
	六	都市下水路管理者以外の者による都市下水路管理施設に関する工事等の承認	〃	〃			一四日に関係先との協議に

						土木事務所	〃
						総務課	〃
							用排水施設の管理者等の意見聴取を要する。
						倉吉土木事務所	〃
						〃	関係先との協議を要する。
河川課	一	河川管理者以外の者の施行する河川工事の承認	河川法	一四日に関係機関との協議又は承認に要する日数を加えた日数	七	七日に関係機関との協議又は承認に要する日数を加えた日数	一二日に関係先との協議、認可又は
	二	河川の流水の占用の許可	〃	二二日に関係先との協議、認可又は	一〇	一二日に関係先との協議、認可又は	〃
							中国地方建設局長との協議又は建設大臣の承認を要する。

							認
	七	施設又は工作物等の設置等の許可又は変更の許可	〃	七日に関係先との協議に要する日数を加えた日数		〃	要する日数を加えた日数
	八	流域下水道の施設への物件設置の認定	下水道法施行令	一四日に関係先との協議に要する日数を加えた日数	六	八日に関係先との協議に要する日数を加えた日数	倉吉土木事務所
	九	公共下水道管理者以外の者による公共下水道の施設に関する工事等の承認	過疎地域活性化特別措置法施行令	〃	〃	〃	郡家土木事務所
	十	施設又は工作物等の設置等の許可又は変更の許可	〃	〃	〃	〃	根雨土木事務所
							〃
							〃

						意見聴取に要する日数を加えた日数	意見聴取に要する日数を加えた日数	の認可又は関係市町村長の意見聴取若しくは漁業権者及び入漁権者の意見聴取を要する。
三	河川区域内の土地の占用の許可	〃	一四日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	六	八日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	〃	中国地方建設局長との協議を要する。
四	河川区域内又は河川の河口附近の海面における工作物の新築の許可	〃	一四日に関係先との協議、認可又は意見聴取に要する日数を加えた日数	〃	八日に関係先との協議、認可又は意見聴取に要する日数を加えた日数	〃	中国地方建設局長との協議建設大臣の認可又は関係市町村長の意見聴取若しくは漁業権者及び入漁権者の意見聴取を要する。
五	流水の占用の許可等に基づく権利の譲渡の承認	〃	一四日に関係機関との協議又は許可に要する	〃	八日に関係機関との協議又は認可に要する日	〃	中国地方建設局長との協議又は建設大臣の認

	港湾課								
六	海岸保全区域内における海岸保全施設以外の施設又は工作物の占用の許可	海岸法	一四	〃	八	〃			
七	海岸管理者以外の者の施行する海岸保全施設に関する工事の承認	〃	〃	〃	〃	〃			
八	指定水防管理団体の水防計画の承認	水防法	一三	五	〃	〃			
九	砂利採取業者の登録	砂利採取法	一二	〃	七	〃			
十	採石業者の登録	採石法	〃	〃	〃	〃			
十一	岩石の採取計画の設定又は変更の認可	〃	三五	一四	二一	〃	関係市町村長の意見聴取の期間を含む。		
一	港湾区域内の水域又は公共空地の占用の許可	港湾法	一三	六	七	倉吉土木事務所 米子土木事務所 鳥取港湾事務所			
二	港湾区域内又は港湾隣接地域内における水域施設等の建設若しくは改良又は廃油の投棄の許可	〃	〃	〃	〃	〃			
三	港湾施設の使用の許可	鳥取県港	〃	〃	〃	〃			

	四	海岸保全区域内における海岸保全施設以外の施設又は工作物の占用の許可	海岸法	一四	〃	八	〃
	五	海岸保全区域内の水面又は他の土地における海岸保全施設以外の施設の新設等の許可	〃	〃	〃	〃	〃
	六	海岸保全区域内における土地の掘さく等の許可	〃	〃	〃	〃	〃
	七	海岸管理者以外の者の施行する海岸保全施設に関する工事の承認	〃	〃	〃	〃	〃
砂防利水課	一	砂防指定地内において行う制限行為等の許可	鳥取県砂防指定地等管理規則	一四	七	七	土木事務所
	二	主務大臣又は都道府県知事以外の者の施行する工事における設計又は実施計画の承認	地すべり等防止法	〃	〃	〃	〃
	三	地すべり防止区域内における地下水の誘致等の許可	〃	〃	〃	〃	〃
	四	市町村の関連事業計画の承認	〃	〃	〃	〃	〃
	五	急傾斜地崩壊危険区域内において行う行為の許可	急傾斜地の崩壊に	〃	〃	〃	〃

	六	河川の流水の占用の許可	河川法	一七日に関係機関の認可を得るため要する日数を加えた日数	〃	一〇日に関係機関の認可を得るために要する日数を加えた日数	〃
建築課	一	道路位置の指定、変更又は廃止の許可	建築基準法	二三	五	一八	鳥取土木事務所 倉吉土木事務所 米子土木事務所
	二	道路内の建築等の許可	〃	一三日に関係機関の同意を得るために要する日数を加えた日数	〃	八日に関係機関の同意を得るために要する日数を加えた日数	〃
	三	原形の再現がやむを得ない保存建築物の認定	〃	〃	〃	〃	〃
	四	壁面線外の建築の許可	〃	〃	〃	〃	〃
	五	第一種低層住居専用地域内の建築の許可	〃	〃	〃	〃	〃
	六	第二種低層住居専用地域内の建築の許可	〃	〃	〃	〃	〃

七　第一種中高層住居専用地域内の建築の許可	〃	〃	〃	〃	〃	〃
八　第二種中高層住居専用地域内の建築の許可	〃	〃	〃	〃	〃	〃
九　第一種住居地域内の建築の許可	〃	〃	〃	〃	〃	〃
十　第二種住居地域内の建築の許可	〃	〃	〃	〃	〃	〃
十一　準住居地域内の建築の許可	〃	〃	〃	〃	〃	〃
十二　近隣商業地域内の建築の許可	〃	〃	〃	〃	〃	〃
十三　商業地域内の建築の許可	〃	〃	〃	〃	〃	〃
十四　準工業地域内の建築の許可	〃	〃	〃	〃	〃	〃
十五　工業地域内の建築の許可	〃	〃	〃	〃	〃	〃
十六　工業専用地域内の建築の許可	〃	〃	〃	〃	〃	〃
十七　卸売市場等の用途に供する特殊建築物の敷地位置の許可	〃	〃	〃	〃	〃	〃
十八　建築物の延べ面積の特例の許可	〃	〃	〃	〃	〃	〃
十九　敷地規模の規制の特例の許可	〃	〃	〃	〃	〃	〃

二十　建築物の高さの特例の許可	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二十一　日陰による建築物の高さの特例の許可	〃	〃	〃	〃	〃	
二十二　高架の工作物内の建築物の高さ制限の特例の認定	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二十三　建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積又は建築物の壁面の位置に関する特例の許可	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二十四　高度利用地区内における建築物の各部分の高さの許可	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二十五　建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合又は建築物の各部分の高さに関する特例の許可	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二十六　建築物の敷地が予定道路に接するとき又は当該敷地内に予定道路があるときの建築物の敷地面積に対する割合に関する特例の許可	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二十七　仮設建築物の建築の許可	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二十八　第一種低層住居専用地域内における用途変更に係る用途規制の特例の許可	〃	〃	〃	〃	〃	〃

二十九	住宅地高度利用地区計画区域内又は再開発地区計画区域内の建築物の各部分の高さの特例の許可	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三十	宅地建物取引業の免許又は免許の更新	宅地建物取引業法	二一日に関係先への照会に要する日数を加えた日数	三	一八日に関係先への照会に要する日数を加えた日数	〃	関係市長村長等への照会を要する。
三十一	宅地建物取引主任者資格の登録	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三十二	宅地建物取引主任者資格の登録事項の変更の登録	〃	二一	〃	一八	〃	
三十三	宅地建物取引主任者資格の登録の移転	〃	七		七	総務課	
三十四	宅地建物取引主任者登録の消除	〃	一〇	三	七	鳥取土木事務所 倉吉土木事務所 米子土木事務所	
三十五	宅地建物取引主任者証の交付又はその有効期間の更新	〃	〃	〃	七	〃	
三十六	宅地建物取引業の免許証の書換え交付又は再交付	宅地建物取引業法施行規則	一〇日に関係先への照会に要する日数を加えた日数	〃	七日に関係先への照会に要する日数を加えた日数	〃	
三十七	二級建築士若しくは木造建築士の免許	建築士法	二一	〃	一八	〃	
三十八	建築士事務所の登録若しくは更新の登録	〃	一〇	〃	七	〃	
三十九	分譲住宅又は賃貸住宅の工事又は宅地造成工事の審査	住宅金融公庫法	七		〃	総務課	
四十	特定優良賃貸住宅の供給計画の認定	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	二五		二五	〃	
四十一	特定優良賃貸住宅の供給計画の変更認定	〃	一五		一五	〃	
四十二	認定事業者の地位の承継の承認	〃	一二		一二	〃	
四十三	改良地区内における土地の形質の変更等の許可	住宅地区改良法	一五		一五	〃	
四十四	土地の試掘等の許可	〃	二二		二二	〃	
四十五	賃貸住宅の譲渡等の承認	農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法	一二		一二	〃	

附　則

この訓令は、平成六年十月一日から施行する。

企業訓令

鳥取県企業訓令第二号

鳥取県企業局職員勤務評定規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成六年九月三十日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

鳥取県企業局職員勤務評定規程を廃止する訓令

鳥取県企業局職員勤務評定規程（昭和五十二年三月鳥取県企業訓令第四号）は、廃止する。

附　則

この企業訓令は、平成六年十月一日から施行する。

発行所　鳥取県鳥取市東町一丁目　鳥　取　県　【定価一部一箇月二千円（送料を含む。）】